

宝塚市委託業務総合評価方式実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する委託業務に係る一般競争入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2の規定により、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした者のうち価格その他の条件が本市にとって最も有利な申込みをした者を落札者とすることができる方式の入札（以下「総合評価方式」という。）を実施するに当たり、その取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 この要綱に基づき総合評価方式により一般競争入札を行う委託業務（以下「対象業務」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものの中から選定するものとする。

- (1) 予定価格が1億5千万円以上であり、かつ、委託期間が24月以上となる業務
- (2) 前項に掲げるもののほか、落札者の決定において、入札参加者の施工実績等の技術的能力並びに社会性及び信頼性（以下「施工能力等」という。）と入札参加者が提示する価格（以下「入札価格」という。）を一体として評価することが妥当であると認められる業務、その他総合評価一般競争入札を実施することが妥当であると認められる業務

(委託業務総合評価審査会による審査)

第3条 総合評価方式を実施するに当たり、宝塚市委託業務総合評価審査会（以下「審査会」という。）を設置し、次の掲げる事務を担任させる。

- (1) 総合評価方式による入札を行う対象業務を選定すること。
- (2) 落札者決定基準に関すること。
- (3) 評価項目及び評価内容、評価点を決定すること。
- (4) 落札者を決定すること。

2 この要綱に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関する必要な事項は、宝塚市委託業務総合評価審査会設置要綱に定めるものとする。

(知識経験者の意見聴取)

第4条 総合評価方式の実施に当たっては、政令第167条の10の2第4項及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の規定に基づき、総合評価方式に係る申込みのうち、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものを決定する

ための基準（以下「落札者決定基準」という）を定めようとするときに、あらかじめ2人以上の知識経験を有する者（以下「知識経験者」という。）から意見を聞くものとする。

- 2 前項の規定による意見聴取において、併せて、落札者決定基準に基づき落札者を決定しようとするときに、改めて意見を聞く必要があるかどうかについて、知識経験者から意見を聞くものとする。
- 3 前項の規定による意見聴取において、改めて意見を聞く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、知識経験者から意見を聞くものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、必要に応じ、知識経験者から意見を聞くことができる。
(落札者決定基準)

第5条 落札者決定基準は、総合評価基準、総合評価値の決定の方法及び落札者の決定の方法を定めるものとする。

- 2 落札者決定基準は、知識経験者の意見聴取の結果を踏まえ、審査会において当該基準を作成し、審査会で審査した上で決定するものとする。
(総合評価基準)

第6条 総合評価値は、評価項目、評価点、評価内容等につき、別に定めるガイドラインを基準として定めるものとする。

(入札公告に掲げる事項)

第7条 総合評価方式を実施するときは、入札公告において、宝塚市契約規則（平成22年規則第9号）第4条第1項に定めるもののほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 総合評価方式による旨
- (2) 求める資料の内容及び提出期限
- (3) 資料の評価項目及び評価基準
- (4) 落札者決定基準及び決定方法
- (5) 総合評価方式での評価結果等が公表されること。
- (6) 落札者が提示した技術的要素の内容が履行できなかった場合の措置等
- (7) 前各号に定めるもののほか必要があると認める事項
(必要書類の提出)

第8条 入札参加者は、評価資料等の必要な書類を前条の入札公告に定める方法により市長に提出しなければならない。

(評価点の算定)

第9条 審査会は、前条の規定により提出された評価資料等（以下「提出書類」という。）について、落札者決定基準に基づき審査を行い、評価点を算定する。

2 審査会は、提出書類の内容に不明な点がある場合は、入札参加者に対しヒアリングを行うことができるものとする。

(総合評価値の算定方法)

第10条 審査会は、入札参加者につき、入札価格により算出した価格評価点と前条の規定により算定した評価点を基に、次の算定式（以下「加算方式」という。）により総合評価値を算定するものとする。

$$\text{総合評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術的評価点} + \text{公共性評価点}$$

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、加算方式以外の算定方式を採用することができる。この場合においては、第5条の規定に基づき算定方式を定めるものとする。

(落札候補者の決定)

第11条 入札価格が、予定価格の制限の範囲内にある入札参加者のうち、評価値の最も高い者を落札候補者とするものとする。

2 前項の規定に該当する評価値の最も高い者が2者以上あるときは、政令第167条の9の規定を準用し、当該入札参加者にくじを引かせて（電子入札の場合にあっては電子くじにより）落札候補者を決めるものとする。

(落札者の決定)

第12条 落札者の決定は、前条の規定に基づき落札候補者となった者が入札参加資格を満たしていることを確認したときに行うものとする。

2 第4条第3項の規定により、落札者を決定しようとするときに改めて知識経験者から意見を聞く必要があるときは、その意見を尊重した上で落札者を決定するものとする。

(落札者の履行方法等)

第13条 落札した者（以下「受注者」という。）に対しては、受注者の提示した提案に基づいて履行させるものとし、原則として提案に係る変更等は認めないものとする。

(提案に係る履行の担保措置等)

第14条 契約課長は、受注者が提示した提案の内容のすべてを契約書（契約書と綴じ込み合冊した書面を含む。）に記載の上、当該委託業務主管課（以下「発注者」という。）へ回付し、発注者は、その履行を確保するものとする。

2 前項に定めるもののほか、提案に係る対応については、次のとおりとする。

(1) 提案の内容が不履行の場合には、受発注者間において責任の所在を協議し確認する。

(2) 受注者の責めにより、提案の内容が不履行の場合には、原則、受注者は履行の改善を行うものとする。

3 入札参加者の資料等に対する履行状況が特に悪質と認められる場合又は資料等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合には、契約の解除並びに宝塚市入札参加指名停止基準の規定に基づき入札参加資格停止措置等を行うことができる。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。